



社労士 AI 通信

社会保険労務士あがわといしぜきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の風景～知床半島カムイワッカの滝】

世界遺産である北海道の知床半島。海岸線の随所に滝があるのですが、中でも半島のほぼ中央に位置する硫黄山から流れ落ちる「カムイワッカの滝」はとても豪快です。切り立った断崖から直接オホーツク海に流れ落ちる高さは 32m！滝の上流は温泉の川になっていて、天然の露天風呂も楽しめます。海から眺める知床半島は、地上とはまた違った魅力がいっぱい。幸運なことに、海岸線にいた野生のヒグマ親子の姿も見ることができました。

【今月のトピックス】

- 今月の風景～知床半島カムイワッカの滝
- 外国人についての新しい在留管理制度
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 「A と I」の自己紹介インタビュー
- 総務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- あがわ・いしぜきのセミナー情報



新しい外国人在留管理制度がスタートしました

7月9日から、外国人についての新しい在留管理制度がスタートしました。これまでは市町村など自治体が外国人登録証を交付して、住所や世帯状況を把握してきましたが、今後は外国人登録証が廃止され、法務省が正規滞在者だけに新たな身分証である「在留カード」を交付することになりました。詳細は法務局入国管理局の HP で。英語・中国語をはじめ 26 もの言語（すごいですね！）で制度が紹介されています。

法務局入国管理局 日本に在留するみなさんへ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a_page2.html

雇用保険資格取得届が新在留管理制度により変更になりました

外国人採用の際にはご注意ください！

厚生労働省リーフレット

<http://bit.ly/MEbO7r> (URL が長すぎるので短縮してあります。そのままクリックしてください)

外国人雇用状況届出にかかるQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/dl/qanda.pdf>

【お気楽OL A | 子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのA | 子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第4回：求職者等の個人情報の取扱い（職業安定法第5条4ほか）

先輩U子：「ただいま戻りました～。いや～疲れた疲れた」

お気楽A | 子：「あれ？さっきまで中途採用の面接だったんですね。どうでしたか～？」

先輩U子：「いやーそれがさあ、よくよく聞いたらそいつ、なんとインコ真実教の青年部の支部長で、しかも前職は労働組合の書記長だったんだって。そんなヤツ怖くて雇えないよね」

お気楽A | 子：「U子先輩、それって職業安定法第5条4の法律違反で6カ月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金ですよ。そもそも日本国憲法の第14条にも違反してるじゃないですか」

先輩U子：「何でそんなヘンなところ詳しいのよ。人聞き悪いわね。向こうから言ってきたのよ」

お気楽A | 子：「差別は禁止ですよ～。重要なのは、職務遂行に必要な適性・能力・経験じゃないですか。その人が入ってきてくれればわたしの仕事、ゼーンぶ押しつけられたかもしれないのに～」

先輩U子：「……でもその代わり、『お布施するぞ、お布施するぞ、お布施するぞ』とかマインドコントロールされるかもしれないわよ」

お気楽A | 子：「…キャ～ありえな～い！！ただでさえ、手取り少ないのに～！そんなヤツ、不合格！！」

この不景気、せつかく人を採用するならまじめで良い人を取りたい。そのためには事前にいろいろ聞きたいですよね！しかしながら、職業安定法では、出生地、尊敬する人物、購読新聞、などは尋ねてはいけないことになっています。とはいえ、昭和48年の三菱樹脂本採用拒否事件で最高裁は「労働者を雇い入れようとする企業者が、その採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、違法とはいえない」と判決しています。これを伝家の宝刀として、面接の時に、思いきって聞いてみるのもありかもしれません！それを指摘してくるような場合は不合格！？



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

第4回：山本印店（東京都世田谷区）<http://www.yamamotointen.com/>

知る人ぞ知る、三宿にある開運印鑑を作ってくださいのハンコ屋さん。ここのお店は、とにかく変わってます。直接お店に行っても決してハンコは売ってくれず、まずお店に電話して予約を取らないといけません。が、この電話がまたつながらない！しかも、毎日12時から翌日の数名分の予約を先着順で受けるだけ。お客側の都合は一切、聞いてくれません。それでも日本全国からそのハンコを求めて、予約を取ろうと連日電話がひっきりなしにかかってくるそうです。

なぜそこまでしてここのハンコをほしがるか？それはここの店主が、お客さんが普段使っているハンコを鑑定して運勢を語ってくれ、しかもハンコを手にした人の多くが、人生が好転するらしい！人気芸能人、有名政治家などもこぞってこのハンコをほしがるそう。しかし、店主曰く、本当に必要な時に必要な人にしか電話がつかないということで、誰にでも手に入るものではないようです。なんとラッキーなことに開業前に電話が繋がった石関は、喜び勇んでお店に行きました。ドキドキしながら順番を待ち、ようやく案内されて持ってきたわたしのハンコを見ながら店主が一言。

「ハンコなんて作ってないで、子どもつくれ」「へ？……えーと、いや、まず相手が…」
「相手なんてあなたの場合は誰でもいいよ」「いや、さすがに誰でもいいというわけには…やっぱりかっよくてお金持ちで優しい人がいいし」「子供産まないならこの世に生かしておく意味ないってご先祖様言ってるけど？」「……。あの一ご先祖さま怖いんですけど」

…なにはともあれ、無事にハンコも完成し、日々、開運印鑑の威力を実感しています！みなさまも一度、電話をかけてみてはいかがですか？

「AとI」の自己紹介インタビュー

『AI 通信の「A：あがわ」と「I：いしぜき」ってどんな社労士？もっと知りたい!』というみなさまからの熱〜い(!?) リクエストにお応えし、先月と今月の2回にわたって自己紹介をします。

第2回 「I：いしぜき」… 石関 裕子 (いしぜき ひろこ)

いしぜきマネジメント・オフィス 代表 特定社会保険労務士
青山学院女子短期大学国文学科、横浜国立大学経済学部国際経済学科卒業

短大卒業後、全日本空輸株式会社の国内線 CA として勤務。その後、法律事務所、人事労務コンサルティング会社等を経て現職。

趣味はパワースポット、世界遺産めぐり。特技はマジック（コミュニケーションマジシャン・クイーンヒロとして活躍中）。毎年1つ、何かの資格を取得することをめざしており、去年はワインエキスパートの資格を取得。



◇ 石関のこれまで

1972年2月5日、証券会社に勤務していた親の転勤で、北海道札幌市で生まれ、その後、福島県福島市に2年ほど在住し、当時まだ畑が残る東京都練馬区で育ちました。3人姉妹の真ん中として、幼少時代は相当自由奔放に育ちましたが、中学・高校6年間皆勤賞を受賞するなど、変に気まじめなところもあったようです。大学受験に失敗し、短大進学。当時は不本意でしたが、結果として、バブルが崩壊する前に就職が決まり、悪運が強いことを実感しました。全日空の国内線 CA として文字どおり日本全国を飛び回るも、「この仕事を40歳、50歳になったときにやっているイメージがわからない」と退職。ある日突然、ウラジオストックからシベリア鉄道に乗ってモスクワに行き、そのまま1年間、放浪の旅に出ます。戻ってくるなり大学受験を始め、28歳で大学編入。卒業後に法律事務所に勤務し、法律のおもしろさを知りました。

とはいえ、すぐに社労士になる決意をしたわけではなく、その後もスペインに語学留学をしたり、結婚して専業主婦になったりした時期もありました。が、ある日、旦那とケンカし、ふて寝をして朝起きてみると、旦那がいなくなっており、そのまま戻ってこなかった（笑）という辛い経験もしています。こうした七転び八起きの人生を経験しながら、平成20年に社労士試験に合格し、人事労務のコンサルティング会社で2年間みっちり修行をし、満を持して昨年、独立を果たしました。



石関の全日空 CA 時代の貴重な一枚。こうしてみると、やはり、隔世の感がありますなあ（笑）

◇ 社会保険労務士を目指したきっかけ、なってよかったことは？

航空会社に在籍していた当時は、機内で仕事をしている限り、どれだけ仲良くなっても、ほとんどのお客さまと二度と会うことはない、という内容の仕事でしたので、「お客さまともっと末永くおつきあいのできる仕事をしたい」と思ったのが最初のきっかけでした。大学卒業後、法律事務所に勤務をして、法律のおもしろさにひかれたというのも、きっかけの一つです。

社労士という仕事は、自分の努力で手に入れた情報と経験で、中小企業の経営者を始め、多くの人々のお役に立つことが可能です。がんばればがんばっただけ、末永いご縁をいただける仕事でもあります。美人かつ仕事もできる阿河先生とも、社労士の資格を取ったのがご縁で、今はこうして一緒に仕事ができるようにもなりました。

社労士にならなければ、こうして皆さまともご縁をいただくこともできなかったと思います。皆さまとのこのご縁を大事にしていきたいと思っておりますので、今後とも、日々精進してまいります。何卒よろしくお願ひいたします。



総務ご担当者のための 8月のお仕事カレンダー

日付	8月の業務内容
8月10日(金)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口 イーガブ http://bit.ly/HZUh7R （URLを短縮しています。そのままクリックしてください）
8月10日(金)	7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
8月31日(金)	7月分健康保険・厚生年金保険料の支払 参考：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

* 4月に昇給があり、随時改定に該当する場合・・・7月から新たに社会保険料が改定されます（控除は翌月なので、改定された保険料は8月給与から控除することになります）

【あがわ・いしぜきのセミナー情報】

☆9月開催☆ 派遣元責任者講習会 ～参加者募集中～
労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントがすっきりわかる内容です！

日 程 9月21日(金) 10:00～17:00
会 場 新宿ファーストウエスト3F 新宿西口より徒歩5分
受 講 料 一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）
（お申し込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります）
お申込み <http://www.field-planning.jp/category/1644513.html>

主催/株式会社フィールドプランニング お問い合わせ：03-3349-8223(代表)



<お問い合わせ・ご相談>

「社労士AI通信」のバックナンバーはSo-netが運営するSOHO・個人事業主の事業支援サイト
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

クオリタス社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 阿河 敬子
TEL :03-6435-3188 FAX :03-3452-8613
E-mail : info@qualitas-sr.jp
<http://qualitas-sr.jp/>



いしぜきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士あがわといしぜきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第4号」はお楽しみいただけましたでしょうか。梅雨も明け、本格的な夏到来です。夏休みの予定がすでにお決まりの方も、今年は夏休み返上で働かれる方も、栄養のある食事と適度な運動で、この暑さを吹き飛ばしましょう！！「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！